

公益社団法人 小田原青色申告会

名誉役員の委嘱等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原青色申告会（以下「本会」という。）の定款第31条に規定する名誉役員について、委嘱の基準及び報酬や費用の弁償について必要な事項を定め、運営の合理性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(委嘱の基準)

第2条 定款第31条に定める名誉役員の基準は、原則として次による。

- (1) 本会の発展に功績のあった会長及び副会長経験者は、顧問とする
- (2) 学識経験が深く、かつ本会の活動に深い理解がある者は、顧問とする

(職 務)

第3条 名誉役員は、定款第31条第5項に定める事項の他、会長の求めに応じ本会が主催する行事等に出席することができる。

(報 酬)

第4条 名誉役員は、無報酬とする。

(費 用)

第5条 本会は、名誉役員が会長の要請等に応じ会議に出席する等、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 前項に定める名誉役員に弁償する費用の額は、別表第1の「名誉役員に支給する費用等」に定める金額とする。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則（平成24年5月25日社員総会議決）

この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日から施行する。

【別表第1】 名誉役員に支給する費用等

役 職	支 給 額
名誉役員	必要の都度、費用として1人一律5,000円